

年金記録訂正請求に係る答申について

北海道地方年金記録訂正審議会

令和8年2月25日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を必要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 北海道(受)第2500093号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第2500034号

第1 結論

1 請求者のA社における平成17年8月8日、平成18年8月11日、平成18年12月15日、平成19年8月10日、平成19年12月14日、平成20年8月8日、平成20年12月9日、平成21年8月12日、平成21年12月11日及び平成22年8月13日の標準賞与額を訂正することが必要である。当該期間の標準賞与額については、別表の1のとおりとする。

上記訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る各請求期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、平成17年8月8日及び平成21年8月12日については履行していないと認められ、平成18年8月11日、平成18年12月15日、平成19年8月10日、平成19年12月14日、平成20年8月8日、平成20年12月9日、平成21年12月11日及び平成22年8月13日については履行したか否か明らかでないと認められる。

2 請求者のA社における平成17年8月8日、平成18年8月11日、平成18年12月15日、平成19年8月10日、平成19年12月14日、平成20年8月8日、平成20年12月9日、平成21年8月12日、平成21年12月11日及び平成22年8月13日の標準賞与額を訂正することが必要である。当該期間の標準賞与額については、別表の2のとおりとする。

上記訂正後の標準賞与額(上記第1の1の厚生年金特例法による訂正後の標準賞与額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和58年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成17年8月8日
② 平成18年8月11日
③ 平成18年12月15日
④ 平成19年8月10日
⑤ 平成19年12月14日
⑥ 平成20年8月8日
⑦ 平成20年12月9日
⑧ 平成21年8月12日
⑨ 平成21年12月11日
⑩ 平成22年8月13日

A社から支給された賞与について、請求期間①、③から⑧までは支給された賞与額より低額な標準賞与額が記録されており、請求期間②、⑨及び⑩は標準賞与額の記録がないので、年金記録を訂

正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①、③から⑧までについて、請求者から提出された賞与に係る明細書及び賞与振込口座に係る預金通帳の写しによると、請求者は、A社から、オンライン記録の標準賞与額を上回る賞与の支払を受け、当該賞与から、オンライン記録の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を上回る額の厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認できる。

また、請求期間②、⑨及び⑩について、オンライン記録に標準賞与額は記録されていないものの、請求者及び複数の同僚から提出された賞与に係る明細書、請求者の賞与振込口座に係る預金通帳の写し（以下「賞与明細書等」という。）によると、請求者は、A社から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認又は推認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

また、請求期間③から⑧までに係る賞与の支払日について、オンライン記録によると、請求期間③は平成18年12月18日、請求期間④は平成19年8月8日、請求期間⑤は平成19年12月11日、請求期間⑥は平成20年8月11日、請求期間⑦は平成20年12月12日、請求期間⑧は平成21年8月11日と記録されているものの、請求者の賞与振込口座に係る預金通帳における賞与振込日の記録から、請求期間③は平成18年12月15日、請求期間④は平成19年8月10日、請求期間⑤は平成19年12月14日、請求期間⑥は平成20年8月8日、請求期間⑦は平成20年12月9日、請求期間⑧は平成21年8月12日とすることが妥当である。

したがって、請求者のA社における請求期間①から⑩までの標準賞与額については、賞与明細書等により確認又は推認できる請求者の賞与額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額から、別表の1のとおりとすることが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間①及び⑧に係る訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は当該期間について、請求者の請求どおりの賞与額に基づく厚生年金保険被保険者賞与支払届（以下「賞与支払届」という。）を社会保険事務所（平成22年1月以後は年金事務所）に対し提出したか否か、また、請求者の請求どおりの標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付したか否かについて不明と回答しているが、年金事務所が保管している請求者の請求期間①及び⑧に係る賞与支払届に記載された標準賞与額がオンライン記録の標準賞与額と一致していることから、事業主から、厚生年金保険の記録どおりの賞与支払届が提出され、その結果、社会保険事務所は、請求者の請求期間①及び⑧に係る訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、事業主が請求者の請求期間②から⑦まで、⑨及び⑩に係る訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は当該期間について、請求者の請求どおりの賞与額に基づく賞与支払届を社会保険事務所に対し提出したか否か、また、請求者の請求どおりの標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付したか否かについて不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

なお、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

2 請求期間①から⑩までについて、賞与明細書等によると、請求者の当該期間の賞与額に基づく標準賞与額は、上記第3の1により訂正される標準賞与額を上回る額であることが認められる。

以上のことから、請求者のA社における当該期間の標準賞与額については、賞与明細書等により確認又は推認できる請求者の賞与額から、別表の2のとおりとすることが妥当である。

なお、上記訂正後の標準賞与額（上記第3の1による訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第2500093号

厚生局事案番号 : 北海道(厚)第2500034号

		1	2
請求期間	訂正前の 標準賞与額	厚生年金特例法 による訂正後の 標準賞与額	厚生年金保険法第75条 本文による訂正後の 標準賞与額
① 平成17年8月8日	20万3,000円	24万4,000円	25万円
② 平成18年8月11日	記録なし	26万7,000円	28万円
③ 平成18年12月15日	25万9,000円	29万6,000円	31万9,000円
④ 平成19年8月10日	19万円	26万9,000円	29万円
⑤ 平成19年12月14日	20万9,000円	31万6,000円	34万8,000円
⑥ 平成20年8月8日	20万円	27万6,000円	30万4,000円
⑦ 平成20年12月9日	25万円	29万2,000円	33万円
⑧ 平成21年8月12日	20万4,000円	26万6,000円	30万円
⑨ 平成21年12月11日	記録なし	30万5,000円	35万2,000円
⑩ 平成22年8月13日	記録なし	22万1,000円	25万5,000円